

府中市体育団体活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会体育の振興を図るため、スポーツ事業を実施する市内のスポーツ団体に対して、府中市体育団体活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ団体 特定非営利活動法人府中市体育協会（以下「体育協会」という。）加盟団体、体育協会加盟団体に準ずる団体、その他別に定める団体をいう。
- (2) スポーツ事業 市民にスポーツ活動の機会と場を提供するため、大会、講習会等を開催する事業をいう。

(交付限度)

第3条 同一のスポーツ団体に対する補助金の交付は、1年度につき1事業を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、スポーツ事業にかかる補助対象経費の2分の1以内の額とし、400,000円を限度とする。

(交付申請の時期)

第6条 規則第6条に規定する補助金の交付の申請は、原則として、スポーツ事業の実施の30日前までに行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、スポーツ事業の実施期間に4月1日が含まれるときは、4月1日に補助金の交付の申請を行うものとする。この場合における補助対象経費は、4月1日以降に使用したものに係る経費に限る。

(実績報告の時期)

第7条 規則第11条に規定する実績報告は、スポーツ事業の実施後30日以内に行わなければならない。

(精算等)

第8条 規則第11条の規定による実績報告を行ったスポーツ団体は、当該報告により次の各号に掲げる場合に該当すると市長が認めるときは、それぞれ当該各号に定める額を返還しなければならない。

- (1) 補助金の既交付額が、第5条に規定する交付限度額を超えているとき 既交付額と第5条の交付限度額の差額
- (2) スポーツ事業の参加費等の収入により、事業費に余剰が生じたとき 補助額を超えない範囲内の当該余剰額

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年4月30日要綱第56号)

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月7日要綱第53号)

この要綱は、平成23年4月7日から施行する。

府中市ジュニアスポーツ活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成を図るため、市内を活動基盤としてスポーツ活動をする少年・少女のスポーツクラブ（以下「クラブ」という。）に対し、ジュニアスポーツ活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者とは、次の各号に掲げる要件を備えている団体とする。

- (1) スポーツ活動をとおして、クラブ員の健全育成を目的としていること。
- (2) 市内に在住する小・中学生のクラブ員が10名以上いること。
- (3) クラブ員の健全育成のために側面的な援助ができる成人による組織を持ち、かつ代表者が原則として府中市民であること。
- (4) クラブの健全な運営のための取り決めがあり、継続的、計画的かつ民主的に運営されている団体であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 備品購入費
- (6) 負担金

(交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、30,000円に次号に掲げる額を合算した額を限度とする。

- (1) クラブ員に係る人員割額 250円
- (2) 指導者に係る人員割額 1,000円

(精算等)

第5条 規則第11条の規定による実績報告を行ったスポーツ団体は、当該報告により補助金の既交付額が前条に規定する交付限度を超えていると市長が認めるときは、既交付額と第4条の交付限度額の差額を返還しなければならない。

(様式)

第6条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年3月24日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年3月2日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年10月6日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年1月7日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成2年3月13日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年3月19日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年3月20日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月31日要綱第46号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

府中市全国大会等出場者に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国大会等の出場権を得た個人又は団体に対し、その出場に係る経費の負担を軽減するため府中市全国大会等出場者に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金等交付規則（昭和52年11月府中市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、国、都道府県、公益財団法人日本体育協会又はその加盟団体、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会その他社会教育団体として市長が認めた団体（以下「主催団体」という。）が主催するスポーツの全国大会又は関東大会をいう。

(対象者)

第3条 この要綱において補助金の交付を受けることができる者は、予選会又は推薦の方法で全国大会等の出場権を得た個人又は団体（以下「出場者」という。）とする。

2 前項の個人は、市民（府中市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者をいう。）のうち18歳以下の者（高等学校卒業に相当する者を除く。次項において同じ。）で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 大会の個人戦に出場する予定があること。
- (2) 東京都、公益財団法人東京都体育協会又はその加盟団体等が、全国大会等に出場するため選抜したチームの一員であること。

3 第1項の団体は、府中市内を活動の拠点としている18歳以下の者で構成する団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 団体を構成する3分の2以上の者が市民である団体。
- (2) 府中市内に存する学校のクラブ。

(対象経費)

第4条 補助対象経費は、全国大会等の出場に要する交通費及び宿泊費とする。

2 前項の交通費は、最も経済的かつ合理的と認められる経路で、公共交通機関（タクシーを除く。）を使用した場合の運賃等の額によるものとする。

3 第1項の宿泊費は、1人につき1泊1万円までを対象とし、主催団体が定める全国大会等の要項（以下「大会要項」という。）に定めがある場合を除

き、全国大会等の出場について日帰りが可能と認められるときは、原則として補助対象経費としない。

- 4 出場者が団体である場合については、大会要項で定める登録者数に係る経費を補助の対象とする。

(交付額)

第5条 この要綱による出場者に対する補助金の全国大会等の出場1回あたりの交付額は、前条に規定する対象経費の2分の1の額とし、別表に定める額を限度とする。

- 2 同一の出場者に対する1年度における補助金の交付は、個人にあつては45,000円、団体にあつては45万円を限度とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、主催団体等が出場者に対し全国大会等の出場に係る経費を負担する場合における交付額は、第1項の交付額から当該団体等が負担する額を減じて得た額とする。

(交付申請の時期)

第6条 規則第6条に規定する交付の申請をしようとする出場者は、申請書に必要な書類を添えて、原則として大会開催14日前までに市長に申請するものとする。

(実績報告の時期)

第7条 規則第11条に規定する実績報告は、出場した全国大会等の終了後30日以内に行わなければならない。

(精算)

第8条 前条の実績報告を行った者は、実績額が既交付額を下回るときは、その差額を返還しなければならない。

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

付 則
この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

付 則
この要綱は、平成１３年１月１３日から施行する。

付 則
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

付 則
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

付 則（平成２４年３月３０日要綱第３０号）
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則（平成２４年７月９日要綱第８３号）
この要綱は、平成２４年７月９日から施行する。

付 則（平成２５年３月２２日要綱第２２号）
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

別表（第５条）

交付限度額

区 分		限度額
個 人	全 国 大 会	３０，０００円
	関 東 大 会	１５，０００円
団 体	全 国 大 会	３００，０００円
	関 東 大 会	１５０，０００円